

小値賀町議会第2回定例会 (第2日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会

平成27年6月19日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 報 告 第 1 号 平成26年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 発 議 第 6 号 小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議 案 第 3 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 議 案 第 3 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議 案 第 3 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第6号））
- 第 7 議 案 第 4 0 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成26年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））
- 第 8 議 案 第 4 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 第 9 議 案 第 4 7 号 平成27年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）

午前 10 時 00 分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番・末永一朗議員、4 番・土川重佳議員を指名します。

日程第 2、報告第 1 号、平成 26 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

報告第 1 号、平成 26 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告いたします。

全 9 件の繰越事業の内訳は、計算書に記載のとおりでございます。3 月議会で議決をいただいた地方創生関連予算が 7 件、漁港事業関係が 2 件で、総額 4,992 万 5,000 円でございます。財源内訳としましては、国費が 3,761 万 8,000 円、県費が 405 万円、地方債 190 万円、一般財源 635 万 7,000 円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（立石隆教） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

浦 議員

5 番（浦 英明） 5 款、1 項の小値賀町担い手公社運営費補助金（6 次産業化支援事業）ですね、この分については、先ほど町長が申しましたように、3 月議会で、一応、説明をされましたけども、その時の内容が、落花生の新品種栽培事業、落花生による新商品開発、販路開拓事業といったものだったと思いますけども、これについて進捗状況といいますか、現在どのようになっているのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これは 7 月から着手予定にしております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5 番（浦 英明） そうしますとですね、それだけじゃちょっと説明が不足なものですから、私が聞きたいのは、主に新商品の開発なんですけども、これは落花生だけに限るのか、それ以外にもこういったものを予定しておりますとか、2 品、3 品ありますとか、そういった詳しいことをちょっとお聞かせ願いたいと思

います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） すみませんが、これは担い手公社の内部のことですんで、詳細は私のほうは承知しておりませんので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議員

5番（浦 英明） 同じく、その下にありますが、水産加工推進事業、これについても説明内容は、先進地視察の研修、それから加工品試作とありますが、これについても進捗状況と申しますか、詳しい内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これはおっしゃるとおり、前年度からの全額繰越事業でございまして、今から始めるというところでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） したら、これは視察研修には行かなかったと。それから試作、これについても、まだ全然決めてないということですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 1箇所、既に行っておりますけれども、そのほかにまだ5、6件、視察場所があります。試作品につきましては、今から取り掛かるということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議員

5番（浦 英明） 6款・商工費の消費喚起プレミアム商品券発行事業。これについても、前の説明では500円券24万綴り4,120セットを発行いたしますと。これの対象者とか、そういったものが分かりますかという内容を尋ねたところ、まだ分かりませんので、分かり次第あとでお答えしますということであったと思うんですけども、これについても説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（中村慶幸） お答えいたします。

これにつきましては、7月中旬の発行を目指して、ただいま町長の決裁を取っている最中ですが、対象者に関しましては、一般世帯、それから中学生以下のお子さんをお持ちの世帯、そして65歳以上の高齢者世帯、その3つの世帯に対して商品券を発行しようというものです。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 前の説明の時に対象者が分からなかったっついで、そういうふうに3世帯と申しますか、3件分と答弁されましたけども、もう少し詳しく説明していただけないですかね。例えば商品券発行の枚数が違うとか、

そういった内容が分からないものですから、もう 1 度詳しく説明を。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（中村慶幸） すいません、手元に決裁の資料を準備しておりませんので、後でお答えさせていただきます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、報告第 1 号、平成 26 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 09 分 —
— 再 開 午 前 10 時 17 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 3、発議第 6 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案については、お手元に配布いたしておりますとおりです。

土川重佳議会運営委員会委員長が趣旨説明を行います。

土川重佳議員

議会運営委員会委員長（土川重佳） 発議第 6 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案の説明をいたします。

今回の改正は、本年 4 月 1 日から小値賀町保育所が廃止され、幼保連携型認定こども園として、小値賀町立小値賀こども園が設置されたため、本条例 2 条第 1 号中、総務文教厚生常任委員会の所管の「保育所」を「こども園」に、本条例の一部を改正するものです。

なお、附則として、公布の日から施行するとしています。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 6 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 6 号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 37 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 37 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

皆さまご承知のように、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法等施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令は、毎年 3 月末に成立する、いわゆる日切れ法案と言われるものでございまして、今年も平成 27 年 3 月 31 日に公布され、いずれも 27 年 4 月 1 日施行とされております。これに伴いまして、早急に小値賀町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本町においても 3 月 31 日付けで専決処分し、4 月 1 日より施行した次第でございます。

国の平成 27 年度の税制改革の主な改正につきましては、消費税率 10%への引き上げ等を平成 29 年 4 月 1 日に変更することに合わせ、デフレ脱却、経済再生、地方創生に取り組むため、法人事業税の外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続きの簡素化と、また自動車取得税のエコカー減税の見直しや軽自動車税へのグリーン化特例導入等の措置を講じられ、このことに基づき、国の所得税法等の一部改正と合わせて地方税等の一部改正が為されております。

改正の柱としましては、地方法人課税、消費税率 10%引き上げ時期の変更と世帯課税、ふるさと納税、固定資産税等、地方たばこ税等の改正でございまして、今回、本町に関連がある町税関係につきましては、個人番号等の利用規定、住宅及び土地にかかる固定資産税の特例措置の延長及び軽自動車税関連で環境性能を有する軽四輪等のグリーン化特例導入ほか、ならびに旧 3 級品にかかる地方たばこ税の特例税率の縮減、廃止規定等が主なものとなっております。

新旧対照表をご覧ください。ことで、詳細な説明は省略させていただきます。

で、ご理解をお願いいたします。

以上のことを改正しました本専決処分事項につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 補足説明をさせます。 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） それでは、改正条文について説明をいたします。

今回の条例改正は、第 1 条と第 2 条で構成されておりまして、全体的に、いわゆるマイナンバー制度の適用等にかかる規定が各条項に盛り込まれているところでございます。

では、新旧対照表によって改正内容の説明をいたします。

第 1 条改正関係でございますけども、本則第 2 条改正はマイナンバー制度にかかる上位法の改正による名称の変更でございます。法人番号規定が盛り込まれるようになっております。

第 23 条は、上位法の改正による適用法令条項変更。

第 31 条、第 2 項は、上位法改正による適用法令条項の変更と、第 4 項は同じく上位法の改正に基づく追加でございます。

第 33 条、第 2 項は、上位法規定による但し書きの追加。

第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 3、第 48 条及び第 50 条は、法人番号の挿入関係と、上位法改正による条ずれの補正措置。

第 51 条は、減免申請日の変更及び個人番号、法人番号明記規定の追加。

第 57 条、第 59 条は、上位法改正による該当条文追加でございます。

第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 71 条、第 74 条、第 74 条の 2、及び第 89 条、第 90 条、第 139 条の 3 関係につきましては、個人番号及び法人番号の明記、納期限変更規定で記載のとおりの変更でございます。

附則部分の改正でございますが、第 4 条は上位法改正による条ずれの補正。

第 7 条の 3 の 2 は、上位法適用期限の延長。

第 9 条及び第 9 条の 2 関係は、新たに町民税の旧控除額にかかる申告特例事項の新設でございますが、国のほうでふるさと納税にかかる寄附控除をワンストップで行う特例的な仕組みを創設することによる関係条項です。これは確定申告が不要な給与所得者が、ふるさと納税をすることで確定申告が必要となり、手間がかかることでふるさと納税を躊躇するというようなことを防ぐために、ふるさと納税先の団体数が少ない場合に限り、国が定める所定の組織に申請・納付することで、寄附金控除がワンストップでできるようにしたものでございます。その関連の規定を定義しております。このことについては当分の間とされておりまして、また従来どおり確定申告を行う人については通常どおりの手順というふうにされております。

第 10 条の 2 は、固定資産税関係の課税標準軽減、いわゆる我が町特例適用関係ですが、公共施設及び一定の都市利便施設用に供する家屋、償却資産、津波非難施設等、サービス付き高齢者住宅等、対象範囲の拡大による追加でございます。

第 10 条の 3 は、新築住宅等の固定資産減免関係の用語変更。

第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 13 条、第 15 条関係は、それぞれの特例措置期間の延長の読み替えでございます。

第 16 条は、軽自動車税の税率特例の新設ですが、平成 27 年度新車購入にかかる環境性能割の導入による平成 28 年度軽自動車税の軽減措置の読み替え規定の設置でございますが、それぞれ国の基準により軽減するというようにしております。第 16 条の 2 は、旧 3 級品の紙巻たばこ特例税率規定の廃止でございますが、この分につきましては、あとの施行規則によって新たな単価を定めております。

次に 23 頁の第 2 条関係でございますが、この改正につきましては、昨年改正の附則第 16 条の再度の改正規定となり、初回登録して 14 年経過した軽自動車については 20%の重課、割り増しを平成 28 年度から行うという 1 項を挿入するとともに、上位法の関係条例ずれを修正するものでございます。最終的には第 1 条で改正した附則第 16 条と合わせた運用というふうになります。同じく附則改正関連では、昨年改正分附則について、消費税 10%への引き上げが延びたことや、軽自動車税等に対するグリーン化特例が導入されることで、実質的に新税引き上げが 1 年遅れることによりまして、新規取得の二輪車及び小型特殊自動車、農耕車の軽自動車税の経過措置については、これらの措置を 1 年間延長する規定でございまして、第 1 条と第 4 条をそれぞれ改正しております。

第 6 条は表中の関係条項の変更と条例名の修正でございます。

28 頁の本条例の不足でございますが、第 1 条では施行期日を平成 27 年 4 月 1 日とし、各条項にかかる施行期日については、それぞれを示しております。

第 2 条は町民税関連の経過措置を規定しております。同様に第 3 条は固定資産関係の経過措置を、第 4 条は軽自動車税関連経過措置を規定しております。

第 5 条は、先ほど第 1 条関係で附則の町たばこ税関係の特例減税率を定め、附則の第 16 条の 2 を 21 頁で削除したところでございますけども、新たに平成 28 年 4 月 1 日から 3 年間の激変緩和等の経過措置と、それに伴う読み替え規定を設けており、最終的には 4 年後に旧 3 級品の特例税率を廃止するという事になっております。これによって町たばこ税は一本化されることとなります。また、この期間中の手持ち品たばこに対する課税規定を追加しております。

第 6 条は、特別土地保有税にかかる経過措置でございます。

以上、条例改正概要の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

（別室にて、全員協議会を開催）

— 休 憩 午 前 10 時 30 分 —
— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

横 山 議 員

6 番（横山弘藏） この税の改正で住民課長にお尋ねしますが、この中で特に小値賀町に一番関係あるところをですね、指摘してもらえれば助かると思いますけれども、よろしくお願いします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

直接町民の方々に影響が大きい分に関しては、例えば 20 頁の第 16 条の改正ですけれども、軽自動車税率の特例ということで、ある部分とかですね。これについては、軽自動車税のグリーン化特例というようなことで、例えば電気自動車とかハイブリットの車を、平成 27 年度に限りませうけれども、購入した場合に、28 年度の税率がこのように下がりますよ、そのような部分がございます。それからあと、21 頁のたばこ税率の特例規定ですけれども、これについては 3 年間をかけて特例を廃止しようというものですけれども、この部分については、町民に直接関係する部分と、我々税収を担当する部分と、影響があると考えておりますけれども、この部分が 3 年間かけて廃止するという部分が影響があるのかなと考えております。それから、23 頁の第 2 条の第 16 条改正でございますけれども、ここら辺が、初回登録から 14 年を経過すると、約 20%程度、軽自動車あ高くなりますよというような規定が、来年の 4 月 1 日から適用されるようになっておりますので、そこら辺が町民の人たちにとっては関係があるかなと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

宮 崎 議 員

7 番（宮崎良保） ふるさと納税についてお伺いをします。ふるさと納税についても、かなり大幅な改正によって、しやすくなっている状況になっております。今まで小値賀町でも、今からちょっとこの辺を伸ばしていかなければいけないのかなと思いますが、これからこの改正によって小値賀町の方針がどう変わっていくのか。そういったことがあればお伺いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これは確定申告がしやすくなるということがひとつと、税

控除が倍になるということの改正でございます。そういうことで、うちの方針としましては、いつも申し上げておりますけども、特別これでどう変わるかということはないと、そのように考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **横山議員**

6番（横山弘藏） 多分、住民課長は即答するのは大変難しいと思いますけども、この改正によって、例えば、たばこ税の収入がですね、3級品の特別扱いを止めていくっちゃうことですが、これによって小値賀の税収がどのくらい変わるのか、多分難しいので、まあ、おおよそでいいと思います。それから軽自動車税が20%課税される。エコカーに、国が変えて欲しいっちゃうあれもあるのかと思うんですけども、この辺の税収もやっぱり変わってくるんですかね。多分難しい質問ですけども。あとで答えると言うんであればそれでもいいし。よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） 見通しについてですね。 **住民課長**

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

たばこ税については、3年間の激変緩和措置の中で、少し単価が上がるようになっておりますので、その分は3年間少し増えるのかなということは考えておりますけども、具体的な金額については、まだ算定をしておりません。それから14年経過したあとの軽自動車税が高くなるという部分についてもですね、そう多くはないだろうと考えてはおりますが、まあ若干、車体の古い車を運転されてる方については20%程度上がるということですから、そう大きく税収に影響するということはないかなと考えております。それからグリーンカーといいますか、そういう特例に係る分に関しては、今のところ27年度購入車のみ対象ということになっておりますので、今年度、新しく電気自動車とかハイブリットの軽自動車を買った場合については該当しますけども、これにかかる影響というのはあんまりないんじゃないかなと推計をしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **土川議員**

4番（土川重佳） 固定資産税のほうでちょっとお尋ねいたします。今、空き家対策等で空き家調査なんかやっておりますけども、テレビ報道によりますと空き家なんかを放置すると、そこに課税するというようなことが報道されております。そういうこともここに少し謳われておりますけども、もう1点、農地の遊休地の放棄も、今後はまた課税になるだろうということが報道されております。小値賀にとってはまず空き家の放置ですね。そういうのが見られるのか、今後どのように、思っておりますか。

議長（立石隆教） **住民課長**

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この空き家対策については、昨年度に条例等も整備して、強化していこうと

いうことで、執行部のほうでは予定しておりますが、今のところ、例えば宅地のほうに住宅が建っておりましたら 200 平米だと 6 分の 1 になる軽減だとか、それを超えて住宅の 10 倍までについては 3 分の 1 というような、そういう軽減措置がありますけども、もしもそういう部分である程度整理されて、空き家というふうに認定されると、法律に基づいた、そういう軽減の解除というか、そういうのもしなければならぬとは考えています。

議長（立石隆教） 今の、この改正する条例案の中で空き家に関連する固定資産関係はあるんですか？今はこの議案をやってるんで。ありません？

住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） すみません、漏れておりましたので、答弁させていただきます。この条例改正の中では、そういう部分に関しては特段の改正はあっておりません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 5、議案第 38 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西 浩三） 議案第 38 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

これも町税条例改正と同様に、国の税制改正に伴いまして、小値賀町国民健

康保険税条例について、一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をし、翌4月1日に施行した次第でございます。専決処分事項につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、今回の議会開催にあたり、これを報告し承認を求めるところでございます。なお、詳細な内容については担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） それでは説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税額の限度額等を改めるものでございます。

新旧対照表で説明をいたしますと、第2条、課税額の改正につきましては、基礎課税額51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税の限度額16万円を17万円に、介護納付金課税の限度額14万円を16万円に、それぞれ改正するものでございます。

第23条関係につきましては、第2条の改正に伴う減額規定の改正及び第2号該当の同一世帯の一人当たり基準加算額24万5,000円を26万円に、3号該当の同一世帯一人当たりの基準加算額45万円を47万円とするものでございます。

附則として、施行日を平成27年4月1日、第2条で適用区分を平成27年以後分としております。

第3条は、昨年度未執行の改正条例に、上位法の改正による但し書き規定を追加するものでございます。

以上で、改正内容の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

5番（浦 英明） 附則の第3条の但し書き。ここに括弧して（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める）というふうに書いておりますけれども、この内容についてもう少し詳しく説明を。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

従来の規定の中にはですね、配当所得だけと限定をしておりましたけれども、この中には類似した所得として、利子あるいは雑所得といったものも一緒に加えるというように、上位法が変わっておりますので、それに合わせて今回改正をさせてもらっているということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番(浦 英明) 今の説明でちょっと分からないので聞きますけども、基本的なことですけども、この雑所得というのは、諸収入の雑入を指すわけですか。もう一度説明を。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この雑所得の中には、一時的な所得として上がる部分ですね、例えば駐車場の貸付の所得とかですね、いろんな部分でそういうのが発生した場合に、そういうのもひっくるめるということで、今度、変わっているということでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第39号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第6号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

町長(西 浩三) 議案第39号について、説明をいたします。

平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第6号)について、特別地方交付税の額の確定、小中学校給食共同調理場にかかる財源の振替及び国保診療所運営にかかる補助金の交付等に伴い、補正予算の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付けで専決しましたので、同法

179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に2,149万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,135万7,000円としております。

第2条、地方債の補正は、小中学校給食共同調理場の補助金の増加による辺地債借入額の減少でございます。

以上が概要でございますが、詳細については担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。

7頁、2款・地方譲与税、1項、1目・地方揮発油譲与税を16万1,000円減額し、643万9,000円に。同じく2項、1目・自動車重量譲与税を93万4,000円減額し、1,506万6,000円としております。

3款、1項、1目・利子割交付金を4万2,000円減額し、25万8,000円に。

4款、1項、1目・配当割交付金を68万円増額し、83万円としております。

5款、1項、1目・株式等譲渡所得割交付金を42万1,000円増額し、46万1,000円としております。

6款、1項、1目・地方消費税交付金を184万8,000円増額し、2,744万8,000円としております。

7款、1項、1目・自動車取得税交付金を135万1,000円減額し、164万9,000円としております。

8款、1項、1目・地方特例交付金を2万4,000円増額し、7万4,000円に。

9款、1項、1目・地方交付税を2,224万2,000円増額し、補正後の地方交付税の総額を17億2,613万4,000円としております。

13款・国庫支出金、2項・国庫補助金、6目・教育費国庫補助金、5節・保健体育費補助金1,320万8,000円は、給食施設にかかる学校施設環境改善交付金でございまして、補正後の国庫補助金の総額を2億1,352万3,000円としております。なお、この交付金の増額については、既に充当している工事への追加充当を行うことになるため、歳出のほうでは地方債との財源調整という形になっております。

17款・繰入金、1項・基金繰入金、2目・振興基金繰入金34万5,000円を減額し、補正後の額を3,442万3,000円としております。

19款・諸収入、4項、5目・雑入を170万円減額し、1億2,536万9,000円おしております。

20款、1項・町債、8目・教育債、3節・保健体育債を1,240万円減額し、補正後の町債の総額を3億2,721万6,000円としております。

次に9頁、歳出についてご説明いたします。

2款・総務費、1項・総務管理費、5目・財産管理費、25節・積立金7,331万7,000円は、医療施設建設基金積立金等でございまして、補正後の総務管理費の総額を5億4,014万2,000円としております。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費は、国民健康保険事業特別会計で、診療所運営補助金が措置されるために、一般会計からの繰出金を減額するもので、5,008万7,000円を減額し、補正後の保健衛生費を1億2,625万1,000円としております。

5款・農林水産業費、3項・水産業費は財源組替。

6款、1項・商工費、3目・観光費は、予定していたシンポジウムの未執行に伴う減額でございまして、174万円を減額。商工費を1億2,059万7,000円としております。

9款・教育費、8項・保健体育費、2目・学校給食費は、国庫補助金と地方債の財源組替でございます。

以上です。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第2款・地方譲与税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第3款・利子割交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第4款・配当割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第5款・株式等譲渡所得割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第6款・地方消費税交付金

浦 議員

5番（浦 英明） この補正額によって2,744万8,000円となっておりますけども、これは消費税のアップによるものか、例年と比べますと倍近くになっておるんですね。この内容について尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

地方消費税は、都道府県に払い込まれた地方消費税を市町村の国勢調査の人口でと、事業所届けの人口等で按分して交付されるわけなんですけども、大きく伸びてるのは、ひとつは消費税が5%から8%へ引き上げられた、そういった影響、まあ、引き上げられて最初は消費も少し落ち込むところがあったと思うんですけども、それが常習化すればある程度消費が拡大…通常どおりに戻るといことで、そういったこともあって、基本的には、要するに品物が売り買いされた中で、その納められた消費税に見合っ小値賀町へ入ってくる消費税も増えたものだというふうに思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次に移ります。

第7款・自動車取得税交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第8款・地方特例交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・地方交付税

浦 議員

5番（浦 英明） 今回、2,224万2,000円を増額しておりますけども、この内容についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

特別交付税につきましては、12月交付と3月の交付と、2回に分けて交付されるわけなんですけれども、3月の交付額が6,724万9,000円ございましたので、そういったことで、それ以前の累計額よりも多く入りましたので、ここで補正をさせていただいたところでございます。内容につきましては、診療所に関する分とか、有害鳥獣に対する分とか、そういったものが主な内容のようでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 今の答弁を聞いておりますと、前答弁した内容と同じなんですけども、自分なりに、小値賀町なりに分析した内容を聞いたかったですね。前から言っておるとおり、例えば、今年は災害が多かったので、それに対する分が多くなったとか、そういった分析をされておるんだしたら、それを

と思ったんですけども、まあそれはそれで結構ですけども。そしたら、この 17 億 2,613 万 4,000 円が、今度決算額として上がってくるわけですかね。もちろん、臨時財政対策債も含めてこういった金額になろうかと思えますけども、確認のためお尋ねいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 特別交付税につきましては、今言った金額が最終の金額になります。臨時特例債につきましては、普通交付税の算定で不足したものについて、基準財政需要額と基準財政収入額の差額が、普通交付税で算入されるわけなんですけども、そういったものに対する国全体の金が不足した場合に、そういったものを臨時財政対策債で措置するというので、そういう形でございますので、臨時財政対策債についても満額充当しております。

議長（立石隆教） 浦議員

5 番（浦 英明） 簡単に答弁してもらって結構なんですけども、私はですね、決算としてこの金額が上がってくるのか、そこを聞いておったんですけども、もう一度答弁願います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今出してる予算が、ほぼ決算と同額でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

地方交付税、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第 13 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第 17 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 19 款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 20 款・町債

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 2 款・総務費

浦議員

5 番（浦 英明） 5 目の財産管理費で、医療施設建設基金積み立てが 7,321 万 3,000 円計上されておりますけれども、これを積み上げると現在高は約 2 億

4,379万3,000円ぐらいになると思いますけども、この確認と、今回増額した内容について、どうしてこういうふう増額したのかをお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

議員もおっしゃったように、26年度末現在高2億4,400万近くになるかと思えます。議員もご承知のように、小値賀町の診療所もかなり老朽化しておりますので、いずれ建替える必要があるということで、基金に積み立てているところでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） その答弁のとおりだろうと私も思っておりましたけども、これはまだ先のことだから分からないと答弁されるかもしれないですけども、診療所の建設としては、アバウトでいいですけど、大体いつぐらいを想定しているんですか。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（近藤 進） お答えいたします。

総合計画の中にも計画があったかと思いますが、平成30年度を目処に基本計画、実施設計等にかかれるように頑張りたいと思っております。以上です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第4款・衛生費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第5款・農林水産業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第6款・商工費

商工費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第9款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから、歳入歳出全般についてご質疑願います。

ありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） 歳出の、5目の積立金ですね。25節ですか。さっき浦議員の質問にもありましたけども、医療施設建設基金積立金の7,321万3,000円。

積立金の一度の額としてはちょっと大きいなと思うんですけども、これは質問が間違っているかもしれませんが、これは最終的な収入の補正でもありませんように、結局、交付金なんかの余剰金が出た時ということですかね。間違っていれば失礼ですけども、お願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

専決に関わる予算の組み方にもよるんでしょうけど、今、議員がおっしゃったように、最終的に歳入と歳出の差額の調整の部分がございまして、そういったものが余裕があれば積立金に回すと。余裕がなくて逆にマイナスであれば逆に積立金を取り崩すというような、そういう予算組みをしております。というのは、ひとつは単年度の繰越金が多いと、普通交付税の算定の時にマイナス評価を受けるという部分がございまして、そういう部分ではこの基金積立金というのは一つの支出の方法であるものですから、そういう形をとらせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』について、ご質疑願います。4頁です。

ありませんか。

浦 議員

5番（浦 英明） 地方債のところで聞けばよかったんでしょうけども、この限度額、今回の1億290万。それから前回のやつ差し引きますと、1,240万ですね。これを一応、減額したということでございますけども、この分については国庫補助金が計上されたため、こういうふうには減額されたと思うんですけども、当初から国庫補助が付くというのは分からなかったんで、一応、地方債で上げておったということでしょうけども、もう一度説明を。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 通常、地方債を充てる時には全体の事業費から国庫補助金等の特定財源を引いた残りについてその中で地方債の対象になる部分とならない部分がございまして、そのなる部分について、充当率90%とか95%とか、いろいろあるんですけども、それをかけて10万円単位で丸めて地方債を充当するわけなんですけれども、今回、この時点になってから国庫補助金のほうが追加があったんですから、その分国庫補助金が増えると、そのままにしておくと歳出よりも財源のほうが多くなってしまいますので、当然、そういう過充当ということになりますと、変更をしなければいけなくなりますので、そのために変更で減額したということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） わかりました。それで、ここで聞くのはちょっと失礼かと思
いますけども、歳出のほうで、財源の組替のところでちょっと聞けなかったもん
ですから、学校給食のことについてお聞きしたいんですけども。現在、給食を
開始されておまして、聞くところによりますと、材料を商店のほうから仕入
れてそれを調理して使うと、そしてそれを給食として出すと。しかしながら、
我々はそういうふう聞いておったんですけども、現在の段階では、例えばで
すよ、ゴボウをそのまま直接搬入するんじゃなくて、ゴボウを削いでから持つ
て行って、それを売ると。そのために従業員以外にそれを雇ってしなくちゃい
けないので、ちょっと時間がかかるし、人手も足りないということを知られた
んで、実際そういうことがあってるのか。そうであれば、例えば食品衛生に関
する責任、HACCP問題ですね、こういったのにどう関わってくるのか、そこら
辺について説明を。

議長（立石隆教） 若干、議案とちょっと離れてますけども、1回だけ答えてあ
げてください。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 浦議員の質問にお答えいたします。

今、ゴボウを例に挙げてのご質問でしたけども、学校給食の衛生基準の中に、
根菜類については泥を除去した形での納入する、泥を付けたままでは学校給食
は納入できないようになっております。それで、例えばジャガイモであっても、
泥が付いた状態でビニール袋に入っている状態が通常一般家庭の市販の態勢か
と思いますけども、学校給食はそうじゃなくて、泥が付いてない状態で、学校
でなるべく加工を施さない状況での納入ということが基準になってます。で、
そのような状況が現在生じているのかなと考えております。以上です。

議長（立石隆教） まあ、不十分な回答のようでございますけども、また一般
質問でも個人的な質問でも、是非続けてやっていただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決し
ます。

お諮りします。

本件を承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、議案第40号、平成26年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第40号、平成26年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求める件について、ご説明をいたします。

これは先ほどの一般会計の補正予算の専決処分と同様、この度、国の調整交付金の特別調整交付金について、僻地診療所運営費分の増額決定が3月31日付けで通知されたために、早急な対応が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行った次第でございます。このことによりまして、予算書1頁、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,008万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,009万5,000円としたものでございます。

内容といたしましては、4頁の歳入で、3款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・財政調整交付金、2節・特別調整交付金を5,008万7,000円増額し、2項・国庫補助金の補正後の総額を9,151万5,000円としております。

歳出では、8款・保健事業費、2項・健康管理センター事業費、1目・施設管理費を3万6,000円増額し、2項・健康管理センター事業費を421万円に、12款・諸支出金、3項・繰出金、1目・直営診療所施設勘定繰出金を5,005万1,000円増額し、3項・繰出金の補正後の総額を5,808万7,000円としております。

本専決処分事項につきましては、地方自治法第179条第3項の規定によって、今回の議会開催にあたり、これを報告し承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第3款・国庫支出金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第8款・保健事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第12款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから、歳入歳出全般についてご質疑願います。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8、議案第41号、平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第41号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、ご報告をし、議会の承認を求めるところでございます。

この度の補正は、歳出で介護保険給付負担金と償還金の精算にかかる返還によるものでございまして、予算書 1 頁、第 1 条のとおり、補正後の歳出予算の総額に変更はございませんが、償還金の返還に関係して、これに充当または流用できる費目がありませんので、総務管理費を減額し、調整をしております。

詳細については、事項別明細書により説明をいたします。4 頁をご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費を 1 万 1,000 円を減額計上し、1 項・総務管理費の補正後の総額を 157 万 5,000 円としております。

7 款・諸収入、1 項、1 目・償還金 1 万 1,000 円を計上し、1 項・償還金の補正後の総額を 606 万 2,000 円としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・総 務 費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 7 款・諸 支 出 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳出全般についてご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 20 分 —
— 再 開 午 後 2 時 28 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 9、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

第 1 条に示しますとおり、2 億 6,640 万円を追加し、補正後の予算総額を 28 億 3,240 万円とするものでございまして、26 年度の最終予算と比較しますと、3 億 4,895 万 7,000 円の減額となっております。

第 2 条は、地方債で 9,620 万円の追加でございまして、第 2 表に示しますとおり、佐世保広域消防負担金、防災行政無線移動系デジタル化整備事業に充当しております。

補正の主な内容ですが、総務課では 8 款・消防費で防災行政無線移動系デジタル化事業で約 1 億 6,000 万円の計上ですが、従来の移動系の無線は平成 2 年の開局で老朽化が進んでおりまして、基地局が役場にあることもあり、電波の届かない地区もあることから、デジタル化を機会に番岳へ移動し、消防車との連絡に万全を期して、住民の安心・安全を図るものであります。

そのほか、福祉関係では、新規事業としてシルバーライフサポート給付金 2,250 万円を計上しておりますが、この事業は年金だけで暮らしておられる 75 歳以上のお年寄り約 450 名に年額 5,000 円を支給するものですが、今年度からは介護保険料がそれぞれ値上げとなり、保険者の生活はますます苦しくなっておりますので、既に敬老祝金がありますが、それに加えて給付をするものでございます。

また、世界遺産登録が確実視される所となりましたので、観光客受け入れ態勢の整備対策と、それから地域おこし協力隊への支援で、商工費で約 1,500 万円を計上しております。

産業振興課の新規事業で、畜産業費でスマート放牧管理事業 2,600 万円の計上ですが、小値賀の里山放牧を進めることで、里山の有効利用を図りながら景観の維持にも役立て、更には電子機器を利用した省力化により増頭に

つなげるために、まずは斑島で3年間実験をやろうとするものでございます。

また、はまゆう建造に伴う渡船会計繰出金820万円の計上は、就航から20年を経過し、老朽化が進行したはまゆうをバリアフリー対応の新船を導入し、併せて世界遺産への対応を図るものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

失礼しました。一部、読み間違いがありますので、訂正をさせていただきます。シルバーライフサポート給付金が2,250万と言ったと思いますけど、225万円の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入より概要をご説明いたします。

11款・分担金及び負担金、1項・分担金は、1目・農林水産業費分担金を35万円減額。4目・教育費分担金は、柳地区の住民センター修繕にかかる地元負担金44万円を計上。補正後の分担金の額を44万円としました。

13款・国庫支出金、2項・国庫補助金、5目・消防費国庫補助金は、防災無線の移動系システムデジタル化にかかる補助金8,000万円の計上。6目・教育費補助金を5万2,000円、7目・総務費補助金を94万6,000円計上。補正後の国庫補助金を1億4,138万2,000円としております。

14款・県支出金、2項・県補助金の計上は、1目・総務費県補助金60万6,000円の計上。4目・農林水産業費県補助金は、スマート牧場にかかる畜産競争力強化整備事業補助金1,923万9,000円が主なもので、1,283万9,000円の計上。6目・土木費県補助金を41万4,000円、8目は補助メニューの名称変更でございまして、合わせて1,385万9,000円を補正し、補正後の県補助金を1億7,161万9,000円としております。3項・委託金、1目・総務費委託金を50万円減額し、補正後の額を1,729万7,000円としております。

17款・繰入金、1項・基金繰入金、2目・振興基金繰入金を7,320万円計上し、補正後の基金繰入金を1億と548万9,000円としております。

19款・諸収入、4項、5目、4節・雑入は、コミュニティ助成金ほか255万3,000円を計上し、補正後の額を2,915万6,000円としております。

20款、1項・町債、7目・消防債は、佐世保広域消防のデジタル無線化にかかる負担金にかかる緊急防災債と、小値賀町の防災行政無線移動系デジタル化事業にかかる過疎債で620万円を計上し、補正後の町債を2億1,320万円としております。

歳出について申し上げます。

1 款、1 項、1 目・議会費、7 節・賃金を 28 万 1,000 円、18 節・パソコン購入費 12 万円を計上し、補正後の議会費を 5,992 万 3,000 円としております。

2 款・総務費、1 項・総務管理費は、1 目・一般管理費を 14 万 5,000 円、3 目・財産管理費は、固定資産台帳整備支援業務委託料 702 万円を計上。6 目・企画費は 15 節・定住促進用住宅改修工事費 200 万円、19 節・コミュニティ助成事業 180 万円が主なもので、608 万 6,000 円を計上。補正後の 1 項・総務管理費を 3 億 4,571 万 6,000 円としております。3 項・戸籍住民基本台帳費、2 目・住民基本台帳ネットワーク費は、マイナンバー制導入にかかる経費 110 万 2,000 円を計上。補正後の額を 2,306 万 3,000 円としております。4 項・選挙費は財源組替でございます。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、3 目・老人福祉費は、19 節・小値賀町シルバーライフサポート給付金 225 万円、20 節・扶助費で老人保護措置費 209 万 1,000 円ほか、392 万 1,000 円を計上。4 目・障がい者福祉費を 20 万円計上し、補正後の 1 項・社会福祉費を 3 億 2,521 万 8,000 円としております。2 項・児童福祉費、2 目・母子福祉費は、各節のとおり 1 万 6,000 円を計上。補正後の額を 9,482 万 3,000 円としております。

4 款・衛生費、2 項・清掃費、2 目・し尿処理費は、し尿収集車の更新で 760 万円を計上し、補正後の清掃費を 1 億 1,613 万 4,000 円としております。

5 款・農林水産業費、1 項・農業費、3 目・農業振興費 1,056 万 4,000 円の計上は、7 節・賃金でイノシシ対策で防護柵等見回隊賃金 260 万円、19 節・多面的推進支払交付金 726 万 4,000 円が主なものでございます。4 目・畜産業費は、補助事業のスマート放牧管理事業が主なもので、2,600 万円を計上。5 目・農地費を 45 万円減額し、1 項・農業費の総額を 2 億 4,331 万 6,000 円としております。3 項・水産業費、2 目・水産業振興費は、地域おこし協力隊活動関係で 196 万 8,000 円を計上。3 目・水産施設費は財源組替でございまして、補正後の水産業費の総額を 1 億 9,410 万 1,000 円としております。

6 款、1 項・商工費、2 目・商工業振興費は財源組替。3 目・観光費は観光施設修繕、アイランドツーリズム協会活動支援、番岳トイレ改修事業などで 1,529 万 7,000 円を計上。補正後の商工費の同額を 1 億 170 万 4,000 円としております。

7 款・土木費、1 項・土木管理費、1 目・土木総務費を各節のとおり 44 万 1,000 円計上し、土木管理費を 1 億 6,611 万 3,000 円としております。2 項・道路橋梁費、2 目・道路維持費は、町道浦町支線の補修工事 300 万円の計上。3 目・道路新設改良費は、野崎島の道路改修設計委託料 100 万円の計上で、補正後の道路橋梁費を 3,507 万 6,000 円としております。

8 款、1 項・消防費、1 目・非常備消防費は、地方債借り入れにかかる財源組

替。2 項・消防施設費は、防災行政無線移動系のデジタル化にかかる 1 億 6,139 万円を計上。補正後の消防費を 2 億 5,335 万 1,000 円としております。

9 款・教育費、2 項・小値賀小学校費は、学校図書館のシステム化にかかる経費で 289 万 1,000 円を計上し、補正後の額を 1,725 万 2,000 円としております。同じく 4 項・小値賀中学校費は、情報教育のための ICT システムソフト購入費が主なもので 370 万 2,000 円計上し、補正後の額を 2,025 万 6,000 円としております。7 項・社会教育費、1 目・社会教育総務費、11 節・修繕料は、柳地区住民センターのベランダ修繕料 110 万円、19 節・笛吹在公民館改修工事補助金 80 万円を計上。3 目・総合センター費は 18 節・備品購入費で 210 万円を計上。5 目・文化財保護調査費は、町指定文化財保全にかかる補助金 190 万 6,000 円を計上し、補正後の 7 項・社会教育費を 8,937 万 7,000 円としております。

12 款・諸支出金、2 項・特別会計繰出金、1 目・渡船事業特別会計繰出金は、はまゆう建造にかかる 820 万円を計上し、補正後の額を 2,760 万円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 11 款・分担金及び負担金

宮崎議員

7 番（宮崎良保） 柳地区ベランダの修繕工事についてお伺いします。柳地区住民センターは、公民館と違って持ち主は小値賀町だと解釈をしております。小値賀町であるならば、別にこれは柳地区から分担金してもらわないのかという気がするんですけど、その辺の解釈はどうでしょうか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

昨年の 6 月議会でご承認をいただきました小値賀町地区住民センター等整備事業分担金条例の適用事業となりますので、事業主は町であります。指定管理を受けている、また実際使っている柳地区から 4 割分の分担金を徴収するものでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第 13 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第 14 款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第17款・繰入金 浦議員

5番(浦英明) 今回、7,320万円という、ちょっと多い金額を今回、繰入してありますが、この振興基金の充当先の内容についてお尋ねをします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 予算書で頁数で説明したいと思いますが、10頁の6目の企画費、定住促進用住宅改修工事に200万充てております。12頁の農業振興費の1,100万。同じく畜産業費の1,240万。農地費の1,865万・・・1,900万ここに充てております。1,865万っていうのは、さっき分担金・負担金のところで△の35万があるものですから、1,865万になっておりますけれども、ここに基金で1,900万充てております。それから水産業振興費に780万、振興基金を充てております。それから、次の頁の3目の水産施設費に900万。それから6款の商工業振興費の200万。それから観光費の1,000万。以上です。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に、第19款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第20款・町債 浦議員

5番(浦英明) 上の過疎債のほうはあとで歳出で出てきますんで、そこでお尋ねしますが、これは歳出で出てこない分、佐世保広域消防負担金、この分について1,620万ですね。これをちょっと説明していただけませんか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

佐世保広域消防負担金は、通常、今の職員の配置等、応分の負担を広域消防加入の市・町は負担するようになっておりますが、27年度につきましては佐世保市の消防局が、やっぱり無線のデジタル化に取り組むようになっております。そういった施設整備にかかる分も応分の負担をとということで、小値賀町にまた特別に、27年度はその分余計に負担金が徴収されることになっておりますので、町としてはそういったものについては、こういった施設整備の地方債が充てられるというふうに制度となっておりますので、緊急防災債という起債を借りるようしております。そのために、負担金の中からその部分だけを抜き出して、それに充当する金額が1,620万ということでございます。

議長(立石隆教) 浦議員

5番(浦英明) 緊急防災債ですね。この交付税の措置が何%かですね。それ

とさっき、広域消防の件で私、ちょっと調べておったんですけど、24年度は4,500万、25年度は4,700万と、こういった数字が出てきておりまして、これにこの約1,620万も追加されるということですかね。27年度以降は。お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 事業ですので、27年度に限ってこの金額が加算されると。通常の人件費相当分というのはこの金額を含まないところで、その時の必要経費に応じて払いますので。あくまでもこれは建設事業で一過性のものがございます。それと、地方債の算入率ですけども、減災債の。理論で、一応、70%の交付税算入というふうになっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第2款・総務費

浦議員

5番（浦英明） 3目の財産管理費の固定資産台帳の委託料ですね。これについてちょっと詳しく説明を。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

行政につきましても、今、会計につきましてもは公会計制度にするようにという動きになっておりまして、そのためには固定資産の台帳をきちんと整備して、固定資産の評価をきちんとしなければならないというふうになっております。そういった中で、平成29年度までに行えば、そういった整備に関して地方財政措置、特別交付税とかそういったもので費用をみるというふうな国の、総務省の方針でございまして、そういうことで小値賀町でも、完全な公会計に移らなければならないという中で、こういったものに取り組みなければいけないということで、予算化しております。

議長（立石隆教） 浦議員

5番（浦英明） 私もこれについては勉強してきましたんで、ある程度分かっているんですけども、この702万のですね、算出の基礎についてお尋ねいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 算出の基礎については、細かいところまでは分かっていないところなんですけれども、近隣の他所の自治体の、そういったのを発注しているところに聞き合わせたり、そういったことでおおよそで予算化させてい

ただいております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 近隣自治体はどこかちょっと分かりませんが、私なりにちょっと調べておりました、500万から700、800万くらいのところが多いようですけども、それは市でありまして、町においては220万から250、260万といったところもありますので、面積といいますか、小値賀町の財産に比較すれば少し高いかなと思ったものですから算出基礎を聞いたわけなんですけれども、もう1回尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 手元にちょっと、細かい資料がございませんので、正確なお答えになるかどうか分かりませんが、固定資産の整備のどの部分をどのように頼むかによって、その作業内容によって、この委託業務というのは値段が大きく変わるかもしれないと考えております。そういった中では、ある程度ベースとなる資料が揃ってるところは、そう手がかからないで比較的安価にできるかと思うんですけれども、そういったものが不足してればそれだけ手がかかるかもしれないので、それを含めたところで今現在は予算化をさせていただいているところです。

議長（立石隆教） よろしいですか。 浦 議員

5番（浦 英明） そうしますとですね、まあ詳しいところについては、あとで個人的に聞きたいと思っておりますけども、この流れといいますか、大体いつぐらいまでにするのか。例えば1年でやるのか、2年ぐらいかかってやるのか。そういった内容があれば。先ほど29年度までにやるということで、29年度までは特別交付税の措置を講じるという説明もされましたけども、この流れについて説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 単年度でやる予定にしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山 議員

6番（横山弘藏） 6目の15節・定住促進用住宅改修工事200万。これはどこの工事か、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

今、小値賀町のほうに寄附をいただいている新町の空き家でございます、下水道とか水周り中心で改修をして、UIターン者もしくはお試し住宅、そういったことに使えるよう、今、計画しております。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） 今のは充分分かりました。それから、12節のコミュニティ

助成事業補助金ですね。これをもう1度、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

このコミュニティ助成事業につきましては、夏祭りの備品類がかなり老朽化していますので、照明とか、そういった夏祭りに使う器具類を整備する予定にしております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） すいません、初めてですのでよろしくお願いします。同じく19節のところで、町イチ村イチ2015だと思んですが、すいません、僕、不勉強で申し訳ないんですが、これの説明をしていただけますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

町イチ村イチというのは、東京で行われる全国町村会が事業主体のイベントでございまして、町村会のほうから長崎県の8町につきましては助成がございまして、そういった助成を使って物販、それから情報発信。東京は有楽町のほうで行われることになっております。

誠に申し訳ありません、備考欄は2014となっておりますが、2015の間違いで…。

議長（立石隆教） それは大丈夫、分かっている。

今のに続いて、時期は？

総務課長

総務課長（中川一也） 実施日は9月の22、23に予定されております。連休です。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） その担当といたしますか、どなたが行かれる予定とか、あるんでしょうか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） まだ細かいことは決まっておられませんけれども、通常、総務の企画振興班と担い手公社とそういったところに行く可能性が高いかと思えます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 今の今田さんの質問に、もうちょっと私、聞きたいことがあるんですけども、こういった町イチ村イチの、そういった研修会か何かか分からないんですけども、こういうのは大体、そこに参加して何をやるのですかね。それから参加する人が、今の話では役場の人とか担い手公社、事業所みたいな感じですけども、例えば一般の若者からそういったことができるというか、興

味のある人とかそういった参加者は考えられないんですかね。事業内容がまだちょっとはつきり、総務課長の説明ではピンと来ないんですけど。よろしくお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

東京のほうで行われるイベントでは、あと、全国の島が集まるアイランダーってというのが、これは日本離島センターが事業主体で開催されるものがあります。この町イチ村イチってというのは、そういう面では本土の過疎辺地の、山間の町村も含めたところの町・村が集まってそれぞれ地元自慢の物販、それからいろんな情報発信をするわけでございまして、そういった中にあるのは目的は正に UI ターンの促進と特産品の販路拡大というのが、一番大きい理由になるかと思えます。そういうことでは、基本的には、小値賀の地元で民間の事業者でも、そういった商品を作って拡大、売り込みたいというところがあれば、そういった方々を連れて行くという形になるかと思えますが、なかなか、小値賀の民間でそういった方がいらっしゃらないので、今のところ、担い手公社、その辺が中心になっているところでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 小値賀町ですね、まあ旅費としてはそう大きくない旅費なので、行ける人も限られていると思えますけども、これは9月にあるわけですね。そしたらまだ日にちがありますけども、そういった中で、小値賀の若者に、こういったことがあるということを知らしめて公募してみるとかですよ。もし誰もいなかったら仕方ないですけども、もしこれに参加して、情報発信に参加したいとか交流したいとかいう若者がおれば、そういう人に声をかけてもいいのかなという感じがしますけども。例えば、よう聞いてみるとアイランダーと同じような感じがするんですけども。どうですかね、その辺の取り組みは。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） アイランダーと、若干、この町イチ村イチのほうは色合いが違いまして、ほとんど物を売るという商行為が中心になりますので、本島であれば、まあ他所は特にそうなんですけども、造り酒屋さんが出てきたりとか、そういった感じでございます。そういった面では、若者の人材育成の場というふうには、なかなか捉えにくいのではないかと考えております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 総務課長の見解は、そういう、個人的なということで分かります。しかし、町民側から見ればですよ、参加者が公務員とか役場の関係者、もしくはそういった担い手公社のような団体とかですね、そういうふうに別に限られているわけじゃないですよ。だからそういった小値賀の若者が、もし

こういうのを耳にしたりして、東京に行くんですかね、そういうところに行ってもし交流をしたいとか、何か得るものがあるとするば、やっぱり町民に知らせで、総務課長が勝手に「誰もいないだろう」とかいうことじゃなくてですね、こういうことを、小さいことかもしれないけども、やっぱり情報発信したほうがいいんじゃないかと、私は思うんですが、どうですかね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 議員のおっしゃることは分かりますけども、それはまた別の事業で組み立てて、例えばそういった旅費補助制度を作って、広く町内の若者に呼びかけて、ある程度、若干の旅費補助をして、それでもやっぱり自費を払ってでもそういった都会に出て、小値賀を盛り上げたいという人材を育てるということは大事だと思っておりますけれども、この事業に関してはそういう場ではないのではないかと考えております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 総務課長の個人的な見解は十分、分かります。これはですね、水掛け論になると思いますので、まあこれとはまた違うことで、小値賀の若者に刺激を与えるような、やる気を起こさせるような活動を考えているようでありますので、それはそれでいいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第3款・民生費

末永議員

3番（末永一朗） 2点ほど伺いたいと思います。8節の報償費の中の42万、敬老祝金が減額になっております、その意味と、それから19節の負担金の中の、これははっきり町長が説明したとおり敬老祝金だと思いますが、さっき町長の説明のとおり、人数が450名と、1人頭5,000円ちゅうとは、そのまま受け取ってよかでしょうか。よろしくお願いします。間違いなかでしょうか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

まず1点目ですけども、敬老祝金の減額ですけども、当初予算の計上した時に若干、人数の違算がありまして、今回、70名ほど減らした分を減額補正させていただいております。それと2点目のシルバーライフサポート給付金ですけども、町長が先ほど説明したとおり、450人5,000円を、というふうにしております。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） さっき提案理由を説明した時にちょっと漏らしてたんです

けども、実は、介護保険料がということを申し上げましたけども、26年度から後期高齢者も保険料が値上げになっております。そういうことで、この2つ合わせますと約5,000円ぐらいになるということで、この金額を決めておりますけども、何で450人かということの説明をしておりますけども、施政方針の時に言ったのかもしれませんが、要は所得制限をかけるということでございまして、年金だけの生活者が450名いらっしゃるということでございますので、全員に支給をするというものではございません。すいません。説明が足りなかったと思いますけども、補足をさせていただきます。

議長（立石隆教） 末永議員

3番（末永一朗） 説明はよく分かりました。そうすると、今までの6,000円の3,000円、3,000円はそのまま、それに上乘せするということですね。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

従前の敬老祝金については、現行のとおり実施することにしております。

議長（立石隆教） よろしいですか。 横山議員

6番（横山弘藏） これが町長のマニフェストで言う、更なる敬老祝金の増額に当たるのかなと思いますけども、まあ、うまく予算の振り分けを考えたなというものですけどね。今の敬老祝金はそのままで、そして保険料が上がる高齢者の負担を軽減するために所得制限まで設けて、なるべく公平にということで、このシルバーライフサポートを考えたと思うんですけども。老人福祉のあり方としてですね、そういった年金でちょっと厳しいんじゃないかという方々に対して現金支給だけで本当の老人福祉になるのかどうかですね。そういうところを、ちょっと町長の意見も聞きたいと思います。それから所得制限も、そのかけ方ですね。どのような基準をもってどのように決めたのかですね。その辺は福祉事務所長でもいいかと思いますが、これの町長の本当の思いと、所得制限のやり方とか、その辺を説明をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 言われるとおり、現金だけば撒いてるわけではありませんので、ほかの福祉についても当然、やらなければいけないことがいっぱいあると思います。福祉事務所も独立しておりますので、そこで今、検討中でございますので、案が纏まったら、また議会のほうにお諮りをしたいと思っております。そういうことで、計算がしやすいといったらあれですけども、実質的にすぐできるものから、やれるものからやっっていこうという考えでございます。あと、細かい点は福祉事務所のほうにお願いをします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 所得の制限についてですけども、基本的に老齡基

礎年金があるんですけども、この老齢基礎年金の満額が、現在のところ 78 万 100 円ということになっているんですけども、この 78 万 100 円をですね、下回る方について支給をしようというふうに考えております。

議長（立石隆教） 横山 議員

6 番（横山弘藏） ということはですよ、国民年金だけの方が居る場合ですね、これも下がる可能性がありますね。そういう方が大体 450 名ほどいるということですね。それで、結局、これは現金で渡すわけでしょ？そしたらもらった方が、そういった保険料に引かれて、もらったお金を結局は生活のために使うと思うんですけども、その現金を渡す名目は違えどもですね、内容も少し違いますけども、全く敬老祝金と、非常に似通った現金給付になると、私は思うんですね。老人福祉に対して、確かにお年寄りの方は、敬老祝金をもらって「私はいらない」と言う人は一人もおられませんね。どっちかと言うと喜んでいます。

「今日は、もらわるっとよ」と言ってですね。でも、福祉のあり方というのは、そういった現金をですよ、言い方は悪いけども、ばら撒くような福祉であって良いのかですね。もうちょっとほかにそういった、困るであろうお年寄りをほかの面でサポートできるような政策はないのかですね。例えば医療費を、もうちょっと町が負担して軽減するとか、それとかいろんな保険料そのものを直接小値賀町が繰り入れてやるとかですね。本人に渡すということは、本当に私は何か「与える」というか、あまりにも単純な感じがして、ちょっとすんなりこういう福祉のあり方を受け入れがたいところがあるんですけども、もうちょっと、こういう現金を渡す福祉サービスのあり方を勉強・検討、ほかの自治体ともよく聞き合わせたりして、考えられないかどうかですね。その辺のところをもう一度、町長にお尋ねいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今、横山議員も言われましたけども、例えば保険料を減額してやればいけないかという話がありました。ただこれは、事務的なことを言いますと、現実的にはできないんですよ。仕組みがまだお分かりじゃないでしょうけども、それを本当はやったほうが、例えば国民健康保険税であれば、一般会計から繰り出しをすれば、その分税金を下げられますね。ところがこの介護保険と後期高齢者に関してはですね、もう広域連合の形になっておりまして、例えば先ほど専決で補正をしました介護保険につきましては、予備費もないというようなことで、一般会計から繰り入れもできない状態であるんで、まあ現金で、ということを考えているわけでございます。だからまあ、できることは、例えば国保については従来から高すぎるということであれば一般会計から入れてましたし、今は国保の基金を崩して保険料を下げておりますけども、後期高齢者と介護についてはそれができないんですよ。そういうことで現金でやって

るということでございます。ほかの面についても、ほかの方法があればと今、模索しておりますので、とりあえずこれでやらせていただきたいということでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そういったできないことがあるとすれば、それは仕方がないと思いますけども、やっぱり私は、現金をこういったふうにしていつも「困ったらお金をやりましょう」という町の姿勢は、ちょっと引っかかることがあります。福祉に対して、お年寄りの福祉もしくは生活向上、環境整備のためにお年寄りを大切にしたいという気持ちには私も一緒であります。だからといってですね、現金を渡すというのは、どう考えても私はしっくり来ないですね。小値賀町が財政的に豊かで、なおかつ小値賀町に税金を納めてくれる大きな企業とか、税収が豊かな町であればですよ、少し剰余金があるからちょっと努力してお年寄りに現金をあげましょうというのは分かりますけども、敬老祝金とかですね、ほとんど国の補助金に頼っている小値賀の財政がですよ、そして町税が1億数千万円しかないこの町がですよ、こんなに簡単に現金を補助として出していいのかどうか。こういった政策に対して、国とか県のほうからは少しぐらいクレームとかならないんですかね。その辺の答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 県とか国からのクレーム等は聞いたことがありません。そういうことで、今それぞれの自治体にある程度、任されてる部分もあるわけでございます。それで、ちょっとお尋ねをしてみたいなと思ったんですけど、尋ねることはできないでしょうけど、例えば、昨日から出ております、運賃を下げなさいという場合でも、当然、現金を渡さなければやれない部分も出てきますけど、それとこれと違うんですかね。私はあまり変わらないことじゃないかと。実質に負担が減れば同じことじゃないかなと思うんですけど、違いますかね。そういう考えで、今、このあれは一般会計から出すことができないので、現金でという考えになっているわけですけど、ご理解いただけませんか。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 町長として、マニフェストにも上げてることでもありますので、深くは私も言いたくはありませんけども、私が昨日一般質問で言った航路運賃に対する補助とか、そういったのはですね、実際現金を渡すというよりも、不便をかけていることに対する、旅費に対する補助ですので、現金を直接渡すようなサービスとは違うと私は思っております。私の言うサービスというのは、こういう現金を渡すサービスでなくても、例えば医療費をですね、小値賀町立診療所の医療費を何十歳以上とかですね、そういったのを設定して、2割、3割、お年寄りの医療費を免除しましょうとかですね、そういった形の老人福祉のあ

り方もあると思うんですよね。それから、今度は児童福祉のほうになるかもしれませんが、給食費をですね、小値賀町の一般財源からいくらか補助しましょうとか、そういった話も出てくると思いますが。もうここでこの予算書について、修正を出すとかっちゅう気はありません。しかし考えてほしいのはですね、そういった、私のような考えを持っている町民もいるんですね。これは私は直接、貰っている年寄りも言うんですよね。貰っているけども、話とする時には、小値賀町はそんなばら撒くような金はあるのかと心配している年寄りも結構いますよ。しかし貰うんですよ。それは人間の心理ですね。貰うものは貰うんです。だからといって、皆が反対している、疑問に思っていないとは判断しないほうがいいと思います。そういった、町民の中には結構、この現金を配るといふ政策を疑問視している町民がおられますので、こういったことをやる時には金額がそう大したことはないと思いますけども、だったら何でもやっていいかっちゅうことではないと思います。あくまでもこれは税金でありますので、やっぱりしっかりした政策をやりたいと思っておりますけど、その辺を、もう一度、答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） まあ、ご意見は承っておきます。また来年でも国のほうが現金をばら撒くような政策を採ります。今年は止めましたけども、それに対しても同じようなことをおっしゃるのか聞いてみたいなと思っておりますけども。とりあえず、先ほどから言いますように、現金ですけども、ほかに方法が見当たらないということで、ご理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議員

5番（浦 英明） 私はですね、この補助金のあり方について、このシルバーライフサポートというふうな名目に変えてやっているということで、本当にこれでいいのかなと思っているんですけど。まあ最悪、私が了解するとすれば、補助金要綱とか、そういったのを作ってその中でやるとか、こういったことも必要になってくるのかなとは思っているんですけども、さっき横山議員も言われているとおり、もう少し考えてやってもらえればなど。まあ一応、マニフェストでそういうふうなことを言ったから、今度 9 月に出すには今回の議会で通さないかんと思ってるのかどうか分かりませんが、私は来年度でもかまわないんじゃないかなんかと思っているんですけども、その点について町長、どういうふうに考えてますか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 確かにまあ、マニフェストにこだわってるわけじゃないんですけども、先ほどから言いますように、ほかに方法が出てくればそれでやり

ますけども、今のところ、これしか考えつかないということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 松屋議員

2番（松屋治郎） これは今年度限りじゃなくて、結局、保険料が全部上がるということになれば、今から先ずっとちゅうことですかね。そういうことになった場合には、今言うごと見直しができることになったら、その出し方の変更もあり得るということですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 今の事情が変わればですね、その時にまた改めて考えさせていただきますと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今田議員

1番（今田光弘） お年寄りに対する敬老祝金ということで、祝金自体は条例で定められています。こちらの負担金とか補助金については、条例がなくても支払はできるということですか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） この補助金については、給付、支給要綱というやつを作って、要綱で対応しようと考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） いまいち、その内容が分からないんですけど、条例がなくてもできるということですね？はい。

議長（立石隆教） 答えてください。 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） はい。議員おっしゃるとおりです。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 今の件、よく分かりました。質疑の時に自分の意見をあまり言っはいけないのかもしれませんが、お年寄りが本当に喜ぶことというのは、自分がもちろんお金を貰うというのは、嬉しいとは思いますが、もしかしたら、敬老祝金ということで既にもう6,000円貰えるということであれば、その今回貰うお金を例えば、子どもたち、次の世代に回すという考え方もしたら、もしかしたらお年寄りは喜ぶんじゃないかと思えます。そういうことで、それをお年寄りじゃなくて若い世代、子どもたちにこのお金を回すという考えはあるのかないのか、お聞きします。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） その件につきましては、今、検討中ではございまして、子ども向けの分はまた別個、考えたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） すごく気持ちは分かるんですが、やっぱり限られた財政の中でやるとなると、どんどん負担が大きくなります。何もお年寄りにも配って、

子どもにも配ってっていうふうに大きくするよりは、もう少しコンパクトに絞ってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先ほどからも出ておりますけども、金額が大きいか小さいかは、それぞれ人によって受け取り方が違うかもしれませんですけども、これはこれ、そしてまた子どもの分につきましては、今から子育て支援策を当然、取っていかなくてはなりませんので、その分につきましても、国・県の動向を見ながら、まあ町単独でもできる分があれば単独でもやっていきたいということでございますので、こっちを止めて子ども用に回すという考えではなくてですね、子ども用については別個に考えたいということでございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

末 永 議 員

3 番（末永一朗） 皆さんの言うことはよう分かりますが、私もそういう年齢に達していますので、そういう方々と日常、話ばする中でですね、やはり 60 歳からもろた人は 7 万ぐらいの年金生活と。それから介護保険とか後期高齢者保険とか、今度はまた税金が上がったと。それから土地、家を持っている人は固定資産税も払わないかと。そうなると 2 万ちょっとしか残らんと。それを 2 ヶ月で生活していくとなれば、結局、冬は寒かるとにコタツも入れられんで、ただコタツに潜って、電気代ば払わないかんけん辛抱するっちゃうことで、そういうような生活をしてる中でですね、こういう補助をしてもらえれば大変助かるんじゃないかと、まあ個人的には思います。

議長（立石隆教） 今は質疑の最中です。

それは前提として、お伺いしました。

それで質疑をしてください。続けて。

何を聞きたいんですか。そのままどうぞ。

3 番（末永一朗） なかなか、大変なことと思いますが、この祝金の 3,000 円、3,000 円の中には、結局、今までどおり商品券の 3,000 円はそのまま実行するんでしょう？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 片方の条例をいじってないわけですから、そのとおり 3,000 円が現金で 3,000 円が商品券ということになります。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

民生費、ほかにありませんか。

宮 崎 議 員

7 番（宮崎良保） 今、現金支給のほうにこだわっていると思います。じゃあ現金支給じゃなければいいのかなと思うんですね。今度、地域振興券というのができますんで、その辺での支給等は考えられませんか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） その話も出るかと思ってたんですけども、結局は現金がなければその振興券も買えないわけですよ。そのことで、できれば同時に支給をやって、それで買っていただければ 2 割のプレミアムが付いてるわけですから、随分また、それに増して 2 割増しで恩恵が受けられるんじゃないかと思っただんですけども、まあなかなかタイミングが合いませんでしたけども、そういうことで、例えば 2 万円、3 万円、今の振興券を出しても、所得の低い方たちには買えないんじゃないかということもありまして、確か今度発行するあれについても、枚数を思いきって増やすことができなかつたんですね。そういう経過もありまして、3 万円か 4 万円の年金で暮らしてる方もおられるわけですから、今言う振興券を買うにしてもですね、やっぱり現金が要るんじゃないかなということも、ひとつの考えじゃないかなと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山 議員

6 番（横山弘藏） これについてはあまり聞く気はなかったのですが、今のやり取りを聞いて、ちょっとこれは聞いとかなばかなと思うのはですね、この 450 名の年齢層から言ったらですよ、どのような年齢層になるんですかね。そこをちょっと、所長、答弁お願いします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 今回、一応、75 歳以上を対象としております。

（横山議員「上は？100 歳まで？」）

福祉事務所長（植村敏彦） 上は限度はございません。100 歳以上の方もいらっしゃいますので、そういうことになります。

議長（立石隆教） 横山 議員

6 番（横山弘藏） 100 歳となれば多分、寝たきりの人もいると思うんですね。それから養寿園にいる人もいると思いますが、そういった特別養護老人ホームに入ってる方とか、100 歳以上の寝たきりの方とかですね、そういった方にも現金を 5,000 円渡すということなのですかね。お願いします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） この給付金については、先ほども言いましたとおり要綱を定めるようにしています。その中で、一応、申請をしていただくということになっておりまして、まず申請をして、それを受け付けて、それから支給ということになりますので、全員の方が申請するかどうかというのは、また別問題とはなるとは思いますけども、そういう、意思表示ができない方っていうのについてはですね、おそらく申請が上がってこないんじゃないかなというふうに考えております。

議長（立石隆教） 横山 議員

6番（横山弘藏） もし家族がおればですよ、多分、自分では申請できないお年寄りの家族がおって、その書類を受け取って、その家族の代理が「これは良いから貰いましょう」ということで、代筆して、代理で仮に来るとするですね。そういった場合には支給できるんですかね。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

一応、要綱の中で、代理による申請ということも謳うようにしております。その中で、申請ができるのは申請者の属する世帯構成員ということにしておりますので、特老に入っている方っていうのは、世帯に属しませんので、そういう方の申請は、とりあえず受け付けないというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

民生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第4款・衛生費

衛生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第5款・農林水産業費 **宮崎議員**

7番（宮崎良保） スマート放牧管理事業補助金についてお伺いいたします。

斑のコウモリ穴の上らへんだと、場所は思うんですけども、あの辺に柵を作ってテレビカメラ等で管理しようということですか。すごい良いアイデアだなと思うんですけども、誰が入れるのでしょうか。誰でも入れていいのでしょうかね。その辺、伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

この事業につきましては、担い手公社を想定しております。管理・運営については、担い手公社が行うということでございます。

議長（立石隆教） **宮崎議員**

7番（宮崎良保） 管理運営は担い手公社だと聞きました。それはもう、結構だと思います。しかし、今から担い手公社が牛を飼ってそこに入れるのか、または今、畜産をしている人がそこに入れて、それを担い手公社が管理するのか、その辺、どうでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

一般で飼っている方もそこに入れるのは可能でございます。希望する人がおればそこに入れるということでございます。

議長（立石隆教） **宮崎議員**

7番（宮崎良保） それはもう、大変助かることだと思います。で、一般の方が入れた場合ですね、経費等については、やっぱりいくら取られるでしょうけん、その辺はどうでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

当然、入れた牛の経費につきましてはですね、餌代も要るわけですから、それは当然、貰うようになります。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） 何頭ぐらいを予定してるんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 今の段階では、一応、15頭を入れる予定をいたしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 土川議員

4番（土川重佳） 関連質問になりますけど、あの斑地区は水等がないわけですね。放牧に関してですね。この水はどのように引くのか。また、放牧といっても牛舎等の建設はないのか、お伺いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

当然、牛舎も造りますし、水道も配管するようになるということでございます。当然、遠隔操作を行いますので、その分も一緒に配線するというところでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山議員

6番（横山弘藏） 同じ5目の15節、夕焼けロード補修工事。それから野崎ダム水管理施設改修事業。これの、どういった工事の、概要を説明お願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これは当初予算にですね、横山議員はその時いなかったかもしれませんが、当初予算に、野崎ダムの水管理施設、いわゆる流量計が壊れておりました、これを予算計上しておりました。これが町から県の事業になりましたので、その部分の全額を減額するというので、まず700万円減額です。野崎ダム水管理施設改修工事のマイナス700万円ですね。それから夕焼けロード、斑の夕焼けロードを走ったら分かると思いますけども、ガードワイヤーが壊れております。その分も撤去と、新しく同じものを作るという工事費の分でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

今田議員

1番（今田光弘） 今のところですが、斑の夕焼けロードの補修が農地費とい

うことで、それがどうして農地費になるのか、ご説明願えますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

斑の夕焼けロードというのは過疎基幹農道になっておりまして、その安全のためのガードレールを今、設置しておりますので、その費用につきましては農林水産業費で予算を組むということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 土川 議員

4番（土川重佳） 3目・農業振興費の7節・賃金ですね。260万、防護柵見回隊賃金の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

今、町内にワイヤーメッシュを張り巡らしております。それと野崎に電柵も張っておりますけども、その管理に、なかなか思うように管理が行き届きませんので、今回、2名分を賃金を組ませてもらったということでございます。

議長（立石隆教） 土川 議員

4番（土川重佳） 2名分と言いましたけども、これは毎日じゃろかい。毎日じゃなければ、計算ばちょっと教えちくれんか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 月20日程度を予定しております。

議長（立石隆教） 土川 議員

4番（土川重佳） これは人件費・・・見回隊の人は、どのような計画をしますかね。その、雇い主、雇用する人を、ちょっと。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 今から公募いたしますけども、一応、雇い主といえますか、小値賀町が、その主になると思います。

議長（立石隆教） 宮崎 議員

7番（宮崎良保） この防護柵の見回りは大変結構だと思います。私も唐見崎のほうで農地水関係でやっております。しかし夏場になるとやっぱり草ぼうぼうになってですね、どこが防護柵じゃろ分からんようになるわけですね。唐見崎の場合は、私が唐見崎郷に頼んで除草剤を買ってもらって、防護柵周辺だけ、行って通れるようにはしてるんですけども、前方とか筒井浦、相津、木場、浜津とか行った時に、大浦辺りは意外ときれいにしとったと思うんですけど、もう藪くらで、人間が入れる状況じゃないと思うんですよ。この辺、そういった除草程度をするのも、やはりこの管理人がするのでしょうか。それは該当しないのでしょうか。伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） それぞれ地区で張ってもらったワイヤーメッシュにつきましても、それぞれ地区で草払いとかはしてもらおうようになっておまして、この見回隊というのは、それが壊れたりとかですね、イノシシから破られたりとか、そういうふうなところを見回りをして、今後のイノシシの対策に活かしていくということでございます。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 趣旨は十分に分かります。しかし実際に人が入っていくと、藪くらで行けんわけですよ。私達も去年からずっと回りよったわけですけども、藪くらを藪を払わんと、ワイヤーメッシュが破れちよっても分からんとですね。藪くらで。やはりその辺をきちっと、各地域にですね、徹底して今度、させるのかどうか、その辺もきちっとさせていただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） もちろん、地区でするのが原則ですけども、地区の方で手が回らない、入れない所というのは、この見回隊によってですね、一応、除草剤も買うようにしておりますけども、ある程度の簡単に見回せるような草払いは、この方でやっていただくということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末永議員

3番（末永一朗） 漁業振興の中で、一番下の役務費の中で地域協力隊の手数料云々とありますが、今、何名ぐらいいるんですか。お願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 現在、1名でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今田議員

1番（今田光弘） 19節の多面的推進支払交付金、旧農地・水のようなのですが、この制度についてご説明願えますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） おっしゃるとおり、この多面的機能支払というのは、旧農地・水環境整備事業のことですけども、それに今度、施設の長寿命化というのがあります。農業施設をですね、より長く大切に使うために、その維持管理をする作業について交付金をもらうということでございます、大変申し訳ないですけども、当初予算の時にですね、歳入は組んでおったんですけども、この長寿命化のほうを組み忘れておまして、今回、計上させていただいたということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第6款・商工費

商工費、ありませんか。

浦 議員

5 番（浦 英明） 需用費の修繕料が 190 万円上がっておりますけども、当初予算で 70 万組んでおりまして、今回また上がったということですけど、内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

今回の補正では、赤浜公園の遊具の修繕料と、それから野崎の港の待合所の内外壁と天井の傷んだところの修繕と、柿の浜海水浴場に野崎の昔の屋外キャンプ場の木材が今回やり替えたがあるので、それを利用して柿の浜のほうにウッドデッキの休憩所を作る、といったようなことで計上しております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

横山 議員

6 番（横山弘藏） 13 節の観光窓口業務委託料（周年開設）260 万。これはどういったものか、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） これにつきましては、島外からの電話連絡とか、小値賀訪問の申し込み、それからターミナルでの対応、そういったものが 1 年中ずっと対応できるようなシステムになっておりますので、そういったものに対する人件費相当分をアイランドツーリズム協会にお支払するものでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

今田 議員

1 番（今田光弘） 今の部分ですが、当初予算では 140 万ということで、それを今回の補正で 260 万ですが、どうして今回、そんだけ大きく増えたのか、それを説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

小値賀のアイランドツーリズム協会等につきましては、平成 21 年度、22 年度ぐらい、まあ平成 20 年度前後にですね、非常に町の財政が厳しい中で、もともとあった観光協会を統合する中で、補助金を減らしていった経緯がございます。そういった中で、ほかの事業、21 世紀まちづくり事業とか、そういったのを活用しながら何とか組織体、NPO の維持管理ほかの委託業務を受けながら回っていたわけなんですけれども、そういった事業が無くなったことと、もともと通年 365 日人を配置することに対する金額的なものの妥当性というものを今回、勘案して、27 年度からは金額を増やしております。更に加えて、町長の予算の説明でもあったかと思っておりますけども、世界遺産に向けて対応がかなり増えております。そういったことも含めまして増額をしたところでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・土 木 費

宮 崎 議 員

7番（宮崎良保） 土木費の道路橋梁費ですね。浦町の修理に300万、計上されておりますけども、具体的に浦町のどの辺をどうするのか、伺います。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

浦町の旧警察署、今、公園になっておりますけれども、あその南側の道路なんですけど、長さが55メートルのアスファルト舗装なんですけど、そこが排水が悪いために水が溜まっております。雨の時にはですね。ですので、その側溝を設けて排水を良くすることと、舗装のやり替えを考えております。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

7番（宮崎良保） これは浦町の人たちには大変喜ばしいことだと思います。実はこの前、役場前で若干、工事をしましたよね。あれを見た町民から「こんくらいすつとなれば、おっとんがとこもしてやっても良かったい」という声はかなり出ました。今から計画的にこういった道路の修理をすることは考えていませんか。例えば小浜町ですか、歯医者さん、阿部さんのところの細い曲がり道は、阿部さんは「駐車場にしとった土地はいつでも寄付してやるのに」ということを言われたそうです。「それでも役場のほうが対応してないんですよ。あそこば、役場前をするぐらいなれば、そっちのほうをしてほしいな」というような意見がありますので、その辺、考慮してほしいなという声がありますが、その辺、どうでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

その小浜町の件は、私はちょっと存じませんのでお答えできませんけども、基本的には地区の会長さん等を通じて、誰が見てもその道路が悪いんだよ、ということがあれば、当然、受け付けて、できるものは改修と考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第8款・消 防 費 浦 議 員

5番（浦 英明） 工事請負費の1億5,100万ですね。これについては、町長が一応、説明されましたんで、尚更また詳しく説明をしていただきたいと思うんですけども、例えば他所の自治体であれば、陸上移動局といまして、固定型あるいは車に乗せる型、それから携帯型、そういったものいろいろありますんで、そういったものは小値賀はないということであれば、それなら結構なんですけど、もう少し説明を。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

今回の補正予算の内容は移動系に限定しておりまして、同報系の固定につきましては、平成 22 年からもう既にデジタル化をしておるところでございます。そういうことで、移動系ですから車両搭載型と携帯型、そういったものが中心になります。

議長（立石隆教） 浦 議員

5 番（浦 英明） そうしますと、この供用開始といいますか、今後の流れについて説明を。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 現在、国のほうと内容について詰めているところでございますが、電波に関することですので、いろいろと制約がございます。電波が強すぎて小値賀島を飛び越すことに関しては、非常に制約がかかりますので、小値賀町内、小値賀島内、その辺がちょうどエリアに入るような強さとか、それから西海国立公園の中ですので、構造物についての制約とかいろいろございまして、そういったことを協議しながら、これから業者を決めて仕事を進めていくと。で、年度内に完成を目指すということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5 番（浦 英明） 設計委託管理から供用開始、そこから辺りまで含めて 1 年間、27 年度でできるということですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） ギリギリですね。27 年度ギリギリで何とかやるというところでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5 番（浦 英明） 他所の施設、自治体については金額が大きいから 2 年間かけてやってるんでしょうけども、ここに他所の資料がありますけど、まあこれは平成 22 年度に終わったやつですけど、まあそれはそれで構いませんけども、当町の住民に対して何か都合の悪いことということは生じないんですか。

議長（立石隆教） 質問の内容が分からない。

すいません、もう一度、どうぞお立ちになってください。 浦 議員

5 番（浦 英明） 例えばね、昨日も何か言っておりましたけど、6 時に防災無線で説明するのに、ちょうど時間帯が重なって、それがちょっとできなかったと。それと違ひまして、何かほかにも、今回の移動工事による弊害というのか、そういったのが町民に、損失まではいかんでしょうけども、そういったことはないのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私の説明が悪かったようですけども、あれはですね、6 時に

ちょうどチャイムがなりますよね。そうすると、あれが無線で飛ばしてるんです。それで我々が俗にキンコンカンですね。あれが入ったらサイレンが鳴らん仕組みになってたんです。それを初めて知ったわけですね。まあ滅多に無いことですね、サイレンを鳴らすという時はですね。そういうことを私が言ったわけで、そのほかに住民に、これをやって迷惑になるということはないと思います。ただいま、無線の入りが悪いんですよ。各消防団の車と、役場からの無線がこっから飛んでるもんですから、昨日も説明したと思いますけど、番岳の上から飛ばすと。そういうことで、随分改善をさせるということになろうかと思えます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 分かりました。それで、前あるやつはそのまま使うのか、あるいは撤去してしまうのか。例えば、今度、移動型を番岳に据えるまでの1年間の間にそういうことを同時開始するのか、ちょっとそこ辺りが分かりませんので、説明を。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

平成2年に設置して今使っているものは、アナログタイプのものでございます。それをもう更新するというので、今度作るデジタル型に一斉に切り替えるということでございます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 3 時 58 分 —
— 再 開 午 後 3 時 58 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

切り替える時には、完全に完成して一気に切り替えますので、そういう弊害は生じません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・教 育 費

宮 崎 議 員

7番（宮崎良保） 教育費の文化財保護調査費で、大応庵の工事費が出ております。大応庵は小値賀町の指定の中で、木造の建造物としては3つしかない貴重な物であると思えます。旧野首教会と、阿弥陀寺の万日堂、そして大応庵と3つあるわけですが、旧野首教会や阿弥陀寺は、もうほとんど大きな事業で修理をしておりますけども、大応庵については今回初めてだろうと思えます。しかし、旧野首教会でも阿弥陀寺の万日堂でも、今のところ町民に広く公開をし

とるわけですね。大応庵については、私も長寿寺の檀家ではありますが、広く公開をしてるような気がいたしません。長寿寺のほうにこの前行ったら、住職が京都のほうに行って開いとらんやったですけども、この施設を町内に、あるいは観光客に公開する予定があるのかどうか、伺います。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 宮崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、長寿寺さんと教育委員会の協議の中で、今年の 9 月に所有者、長寿寺さんのほうから、「保存目的の修理を実施したいため、専門家による指導を受けたいんだけど、教育委員会が中に入ってどなたかご紹介いただけませんか」という申出がありました。その際に住職さんが、修復後は、町の文化財であることから町内外に広く公開して、朝、お念仏を唱える前に開けて、また夕方のお経をあげて終わったら閉めると。そうやって一般に公開をしたいと。また、県道小値賀循環線からすぐに入ったところですので、できればそこに案内板等を設置してもらえれば助かります、というご意向でした。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7 番（宮崎良保） 大体、そのように私も総代さんから聞いたんですよ。直接、住職から聞きたいなと思っておったんですけども、今日の夜の船でしか帰ってこないということでした。やはり、旧野首教会でも万日堂でもですね、全額、町の補助をやっとるわけですね。今回は何故か 2 分の 1 みたいな感じなんですよ、補助が。もったこう、全額とは言いませんけども、3 分の 2 ぐらい増額してもいいのかなという気はするんですけども、その辺はどげんでしょうか。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 先ほど、議員おっしゃるとおり、町指定の重要な建造物として指定をしているわけですけども、教会につきましては県指定文化財であり、また世界遺産が絡んだ重要文化的景観の重要な構成資産となっております。また阿弥陀寺万日堂につきましても、笛吹地区の重要文化的景観の選定区域となっております。それで、この長寿寺さんは、重要文化的景観の選定区域から離れております。ただし、町指定文化財でございますので、小値賀町教育振興補助金の中に、町指定文化財につきましては工事費の 2 分の 1 を助成するという規定がございますので、その規定を運用したいと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 12 款・諸支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから、歳入歳出全般についてご質疑願います。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 4 時 04 分 —

— 再 開 午 後 4 時 05 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次回は、日程からいうと 23 日でございますから、その冒頭に上げる予定をしておきたいと思えます。

それでは、本日は延会します。

お疲れ様でした。

（終了後、別室にて、自由討議）

— 午 後 4 時 05 分 延 会 —